

☆兄弟姉妹・双子同時申込における利用調整方法について☆

認可保育施設の利用申込について、令和6年度から兄弟姉妹・双子ともに申込（転所含む）をする場合に利用調整方法を選択できるようになりました。各利用調整方法の取扱いをご確認のうえ、『教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書』の利用調整方法を選択してください。

利用調整方法

①	全申請子どもの内定状況（内定保留、同園内定等）に関わらず原則通りの利用調整方法を希望する。 ➤ 一人だけでも内定を希望する。
②	申請子ども全員が内定する場合（別園内定を含む。）のみ、内定を希望する。 ➤ 別園でも良いので、申請子ども全員が同じ時期に内定できれば内定を希望する。（一人でも保留の場合は内定を希望しない。）
③	下位希望園でも全申請子ども同園を希望し、同園にならない場合は内定を希望しない。 ➤ 申請子ども全員が同じ時期に同園に内定するのであれば、下位園でも良いので内定を希望する。（申請子ども全員が同時期に同園に内定しなければ、内定を希望しない。）

！ 注意点 ！

- 転所の場合も利用調整方法①②③のいずれかを選択する必要がありますが、在園施設や4月入所1次利用調整での内定施設は考慮されず、それぞれの申込における利用希望園の中での調整となります。
- 利用調整方法のいずれも選択されていない場合は、①を選択したものととして、原則通りの利用調整を行います。
- 兄弟姉妹の申請日が異なる場合、後に提出された利用調整方法を有効なものとして利用調整を行います。
- 利用調整方法を変更する場合は、『希望認可保育施設（事業）変更届』にて手続きをしてください。

裏面あり

例えば・・・

～姉弟ともに申込をし、下記のように内定が出せる状況になった場合～

例 1

	姉		弟	
第 1 希望	A 園	内定可	A 園	保留
第 2 希望	B 園	内定可	B 園	保留
第 3 希望	C 園	保留	C 園	内定可

- ①を選択→姉 A 園内定、弟 C 園内定
- ②を選択→姉 A 園内定、弟 C 園内定
- ③を選択→姉保留、弟保留

例 2

	姉		弟	
第 1 希望	A 園	内定可	A 園	保留
第 2 希望	B 園	保留	B 園	内定可
第 3 希望	C 園	内定可	C 園	内定可

- ①を選択→姉 A 園内定、弟 B 園内定
- ②を選択→姉 A 園内定、弟 B 園内定
- ③を選択→姉 C 園内定、弟 C 園内定

例 3

	姉		弟	
第 1 希望	A 園	内定可	A 園	保留
第 2 希望	B 園	内定可	B 園	保留
第 3 希望	C 園	内定可	C 園	保留

- ①を選択→姉 A 園内定、弟保留
- ②を選択→姉保留、弟保留
- ③を選択→姉保留、弟保留

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課保育認定担当
0422(60)1854 (直通)